

○国立大学法人埼玉大学修学サポート基金規程

〔平成28年9月29日〕
規則第8号

改正 令和3.10.28 3規則17 令和7.9.4 7規則19

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学基金規則第4条第3項の規定に基づき、埼玉大学基金に特定基金として置く国立大学法人埼玉大学修学サポート基金（以下「サポート基金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 サポート基金は、経済的な理由により修学が困難な埼玉大学の学生及び障がいのある学生に対する支援を目的とする。

(事業)

第3条 サポート基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- (1) 授業料又は入学料の全部若しくは一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図る事業
- (2) 学資を給付する事業
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生の海外への留学に係る費用を支援する事業
- (4) リサーチ・アシスタント及びティーチング・アシスタントに係る経費を支援する事業
- (5) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舍の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舍の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舍として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業
- (6) 障がいのある学生等に対して、個々の学生等の障がいの状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、サポート基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月29日から施行する。

附 則 (令和3.10.28 3規則17)

この規程は、令和3年10月28日から施行する。

附 則（令和7.9.4 規則19）

この規程は、令和7年9月4日から施行する。